

7・2 外航労務部会関連

2019 年 6 月 13 日に発生したオマーン湾における日本船舶被弾事案を受け、外航労務部会と全日本海員組合は翌 14 日に協議会(安全)を開催し、既存の緊急連絡体制の再確認を行った。また、8 月 1 日に東経 58 度以西におけるペルシャ湾およびオマーン湾方面に就航する日本人配乗船舶の新たな報告体制に関する確認を行い、概ね1ヶ月毎を目途に協議会(安全)を開催し、報告の継続に関する協議を行った。その後、翌年 2 月 25 日の協議会(安全)において、当該海域では被弾事案以降、何も発生していないものの、新たな報告体制は当面継続することとし、本件の取扱い、労使どちらか一方の申し入れを以て協議することを確認した。